## 介護老人保健施設山県グリーンポート入所利用契約書

## (契約の目的)

第1条 医療法人社団友愛会 介護老人保健施設山県グリーンポート(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び家族若しくは連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

### (適用期間)

- 第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設山県グリーンポート入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。 但し、連帯保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
  - 2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、「別紙1 重要事項説明書」、「別紙2 利用料金一覧表」、「別紙3 個人情報の利用目的」、「別紙4 外泊日数について」、「別紙5 国が定める利用者負担限度額段階(第1~3段階)に該当する利用者等の負担額」、及び「別紙6 入所時リスク説明書」は、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

但し、「別紙2利用料金一覧表」については、改定の都度文書にてご案内し新たに同意を得ることとします。

退所及び解除後3ヶ月以上経過した場合は、再度契約を必要とします。

#### (利用者からの解除)

第3条 利用者及び家族若しくは連帯保証人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

### (当施設からの解除)

- 第4条 当施設は、利用者及び家族若しくは連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、 本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。
  - ① 利用者が要介護・要支援認定において自立又は要支援と認定された場合
  - ② 利用者の病状・心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護老人保健施設サービスの提供を超えると判断され、医療機関に入院となった場合
  - ③ 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
  - ④ 利用者及び家族若しくは連帯保証人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
  - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用 することができない場合

### (利用料金)

- 第5条 利用者及び家族若しくは連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本契約に 基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもと に計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴 い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
  - 2 当施設は、利用者及び家族若しくは連帯保証人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び家族若しくは連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いのうえ双方合意した方法によりますが、特に指定がない場合は原則として、金融機関口座自動引落しとします。
  - 3 当施設は、利用者及び家族若しくは連帯保証人から、1項に定める利用料金の 支払いを受けたときは、利用者及び家族若しくは連帯保証人の指定する者に対 して、領収書を所定の方法により交付します。
  - 4 前項までに定める利用料金の支払いを連帯保証人が負うべき場合、上限額は 50万円とする。

### (記録)

- 第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録と診療録を利用終了後5年間は保管します。
  - 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、 これに応じます。但し、家族及び連帯保証人若しくはその他の者(利用者の代理 人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、 これに応じます。

## (身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

### (秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び家族若しくは連帯保証人に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
  - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)等との 連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町 村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に 提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

### (虐待防止に関する事項)

第9条 事業所(施設)は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について全従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施(年2回)
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
  - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の 家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を 発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとします。

### (緊急時の対応)

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
  - 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的医療機関を紹介します。
  - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、 利用者及び家族若しくは連帯保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。
  - 4 緊急時は、基本的に当施設が送迎を行いますが、場合によってはご家族に協力を依頼することもあります。

#### (事故発生時の対応)

- 第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
  - 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
  - 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者及び家族若しくは連帯保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

## (要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び家族若しくは連帯保証人は、当施設の提供する介護保健施設 サービスに対しての要望又は苦情等について、介護支援専門員・支援相談員に 申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設 置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

#### (賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、 利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものと します。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び家族若しくは連帯保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

## (家族及び連帯保証人)

- 第14条 当施設は利用者に対し、確実な保証能力のある家族及び連帯保証人をたてるものとします。家族及び連帯保証人は当施設に対し、そのサービスに係わる一切の債務を利用者と連帯して履行する責任、及び第12条に定める賠償責任を負うものとします。
  - 2 家族及び連帯保証人は、次の各号の責任を負います。
    - ① 利用者が疾病などにより他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
    - ② 当施設は、利用者の自立を支援し、在宅への復帰を目的としているため、 利用者が退所する場合、当施設と連携して利用者の状態に見合った適切 な受け入れ先の確保に協力すること
    - ③ 利用者が退所する場合、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)を引き取ること。
    - ④ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置を講ずること。
    - 3 家族及び連帯保証人に変更があった場合は、新たに家族及び連帯保証人をたてるものとします。

## (利用契約に定めのない事項)

- 第15条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者及び家族若しくは連帯保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。
  - 2 詳細・利用料金は、「別紙1 重要事項説明書」、「別紙2 利用料金一覧表」、「別紙3 個人情報の利用目的」、「別紙4 外泊日数について」、「別紙5 国が定める利用者負担限度額段階(第1~3段階)に該当する利用者等の負担額」、及び「別紙6 入所時リスク説明書」にて定めるものとします。

本契約書	、別紙1、	、別紙2、	別紙3、	別紙4、
別紙5、及	び別紙6	の説明者	•	

氏 名

令和 年 月 日

# 介護老人保健施設山県グリーンポート 重要事項説明書

(令和6年2月1日現在)

## 1. 施設の概要

- (1)施設の名称等
  - ◇施設名・・・・・・・・・・・・・介護老人保健施設 山県グリーンポート
  - ◇開設年月日・・・・・・・・平成16年8月3日
  - ◇所在地··················岐阜県山県市大門773番地
  - ◇電話番号・・・・・・・・・(0581)36-2800
  - ◇ファックス番号・・・・・・・(0581)36-2122
  - ◇介護保険指定番号・・・・・介護老人保健施設(2150880017号)

## (2)介護老人保健施設の目的と運営方針

■ ~運営規程 第2条:施設の目的より~

当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに居宅における生活への復帰を目指すことを目的とする。

## ■ ~運営規程 第3条:運営の方針より~

- 1 当施設は、前条の目的に沿った施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設は、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドライン に則り、当施設が得た利用者等の個人情報については、別に定める個人情報の利 用目的以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、 必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

# (3)施設の職員体制

. , —			
職種	常勤	非常勤	業 務 内 容
医 師	1	1	利用者の診察、健康管理に関する業務
薬剤師	1		利用者の調剤に関する業務
看護師	13	1	看護、診察の補助、保健衛生管理、介護
介護士	30	10	利用者の日常生活の介護
支援相談員	2	1	入退所に関する相談、市町村との連携、 ボランティアとの連携・調整、苦情処理等
理学療法士	4		
作業療法士	5		横能回復に必要な訓練及び指導、 リハビリテーション実施計画の作成(ケアプラン)等
言語聴覚士	1	1	J. T. J. V. J.
管理栄養士	2		栄養ケアマネジメント、嗜好調査
介護支援専門員	1		施設内で提供するサービス計画の作成、 入退所に関する相談、苦情処理等
事務員	3		保険請求事務、総務会計、施設管理業務
その他		8	清掃、洗濯、営繕、宿直業務等

## (4)設備・備品等

蔵庫、
ツチャー)、

<sup>※</sup>利用者の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。

(5)入所定員:100名(ショートステイ含む) デイケア(通所リハビリ)定員:35名

### 2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

利用者の施設サービス計画(ケアプラン)を作成し、3ヶ月毎にケアプランを見直し、在宅復帰に努めます

② 食事

食事は、原則として離床して食堂でおとりいただきます

朝 食 7時30分~

昼 食 11時30分~

おやつ 15時00分~

夕 食 17時30分~

③ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります

④ 医学的管理・看護

病状にあわせた医療・看護を提供します。医師による定期診察、それ以外でも必要がある場合には適宜診察します。ただし、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります

⑤ 介護

食事、入浴、排泄、離床、着替え、整容、シーツ交換(週1回を原則)、退所時の 支援等

⑥ リハビリテーション

リハビリテーション実施計画の作成(ケアプラン)、状況に合わせた機能訓練・日常生活動作訓練及び指導等

- ⑦ レクリエーション、クラブ活動、季節の催し、地域等からの慰問
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ① 理美容サービス

原則月1回、希望者に実費にて外部の理美容業者が施設内にて実施します

- ② 行政手続代行
- ③ 喫茶コーナー(月~金曜日 13 時 00 分~14 時 00 分)・売店コーナー
- ⑭ 移動販売(第2・4水曜日=菓子等、第1・3水曜日=パン)
- ※以上のサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただく ものもありますのでお問い合わせ下さい。

### 3. 利用料金

「別紙2利用料金一覧表」に記載

## ※日用品費の内訳

バスタオル・おしぼり・タオル・ボディソープ・シャンプー・ティッシュペーパー、ペーパータオル等

### ※教養娯楽費の内訳

雑誌・レクリエーション費・年行事(花見、しょうぶ湯、七夕、夏祭り、敬老会、柚湯クリスマス会、節分等)・月行事(誕生日会等)、クラブ活動等

日用品費、教養娯楽費については、利用者又は家族等の自由な選択に基づき提供した場合の料金となります。

## ※他科受診費用について

当施設の医師で対応できる医療につきましては介護保健施設サービスに含まれておりますが、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での対応となり、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

## 4. 支払い方法

お支払い方法は原則として、金融機関口座自動引落しと致します。

毎月15日までに、前月分の請求書を発行します、その月の27日(土日の場合は翌営業日)に利用者及び連帯保証人が指定した金融機関口座より自動引き落とし致します。

契約時に金融機関指定用紙の預金口座振替依頼書(金融機関口座自動引落し申込書)に記入して頂きます。

## 5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

なお、他の医療機関等への受診につきましては、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

### •協力医療機関

名 称 岩砂病院・岩砂マタニティ 名 称 岐北厚生病院 住 所 岐阜市八代1丁目7番地1 住 所 山県市高富1187番地の3

### •協力歯科医療機関

名 称 朝日大学PDI岐阜歯科診療所

住 所 岐阜市都通5の15

### ◆緊急時の連絡先

緊急の場合には、利用者及び連帯保証人が指定する連絡先に連絡します。

## 6. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

### ··面会··········

◆面会時間 9時00分~19時00分

来設者は必ずその都度職員に届け出るとともに、玄関面会簿に氏名等をご記入してください。

やむを得ない理由で飲食物(利用者への差し入れ)を持ち込まれた際には必ず職員に声をかけてください。

## ••外出•外泊•••••

◆具体例は、「別紙4外泊日数について」に記載

事前に各フロアまでお申し出いただき、所定の用紙にご記入下さい。

- ①外泊は、1ヶ月間に泊6日までとします。
- ②食費は1日単位での算定となります。 (1泊2日の外泊の場合は両日とも全額の食費がかかります)
- ③施設入所中は、外泊・外出期間中でもかかりつけ医の先生との関係は"お休み" となり、医療機関への受診はできません。施設外での受診・薬剤の受け取りは、 当施設医師の許可が必要です。必ず事前にご相談下さい。
- ④外部の医療機関などへの個人的な外出については、利用者の家族の付き添いをお願い致します。当施設としては付き添いできません。但し、緊急時及びこれに準じた場合はこの限りではありません。
- ⑤外出・外泊期間中に急に体調が悪くなり医療機関への受診が必要となった場合は、必ず介護老人保健施設に入所中であることをお伝えいただき、当施設へご連絡下さい。

## ••飲酒•喫煙•••••

- ◆原則として禁止します。
- - ◆一切禁止とします。
- ・・設備・備品の利用・・・・・・・・・・
  - ◆皆様に快適にお使いいただけるよう大切にお取扱い下さい。破損などを発見した 時は速やかに職員にご連絡ください。
- ・・所持品・備品等の持ち込み・・・・・・・
  - ◆必要最低限でお願い致します。

持ち込み物品・下着を含む衣類等の全てには、油性ペンでわかりやすいところに フルネームでお名前の記入をお願い致します。なお、テレビ等の電気製品の持 ち込みにつきましては、電気使用料がかかります。その際は、使用中止の申し出があるまで継続することとします。

- ··金銭·貴重品の管理·······
  - ◆当施設では、金銭・貴重品・携帯電話・タブレット等(電子機器)の管理は行いません。紛失・破損・故障等に関しては、一切の責任は負いませんので、全て自己責任でお願いします。
- ・・ペットの持ち込み及び飼育・・・・・・
  - ◆一切禁止とします。
- - ◆利用者またはその家族等が、事業者やサービス従事者に対して次の事由に該当した場合は、事業者は文章で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
    - (1)パワーハラスメント(身体的・精神的暴力)、セクシャルハラスメント(性的ないやがらせ)などの行為
      - ①パワーハラスメントの例
        - 物を投げつける、たたく、ひっかく、つねる
        - ・威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽な要求をする
        - ・怒鳴るなど
      - ②セクシャルハラスメントの例
        - ・必要もなくサービス従事者の体に触る
        - ・卑猥な言動を繰り返す
        - わいせつな写真等を見せるなど
      - ③その他
        - ・サービス従事者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
        - ストーカー行為など
    - (2)サービス利用中に、同意なくサービス従事者を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

### 7. 非常災害対策

防災設備・・・・スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知器、非常放送、 非常電源、非常用照明、誘導灯

防災訓練・・・・・年2回 春・秋に実施

## 8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活をおくっていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

利用者同士の金銭・物品の受け渡し、物品購入の依頼及び貸し借り等は、トラブルの原因となりますので固く禁止させていただきます。

のどに詰まる等の危険性や糖尿病・腎臓病などの病気による禁止食品、または アレルギーなど、摂取が禁止されている食品がある利用者がいることをご理解くだ さい。

## 9. 身体の拘束等

当施設は「身体拘束廃止委員会」を設置し、原則として利用者に対し身体拘束をいたしません。

但し、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手続きによるものとします。

- (1) 身体拘束が必要であると判断せざるを得ない事例が発生した場合には、担当職員は速やかに上司に報告し、施設医師・看護介護部長と協議します。
- (2) 身体拘束の必要性があると判断された場合は、利用者や家族に対して医師等が身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し同意をいただきます。
- (3) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。
- (4) 身体拘束に関する記録(その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等)をする。
- (5) 身体拘束解除後、その経過及び現状を家族に報告します。

## 10. 要望及び苦情等の相談

施設には支援相談の専門員として支援相談員・介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

苦情・相談への対応は次の通りです。

- 〇苦情•受付相談窓口
  - ① 各階に常時設置の「ご意見箱」に文書で投函
  - ② 山県グリーンポート事務室内の支援相談員・介護支援専門員に直接申し出る 開設期間 月曜日~土曜日 8時30分~17時00分

電 話 0581-36-2800 FAX 0581-36-2122

○外部相談窓口

山県市健康介護課 電 話 0581-22-6838 岐阜市介護保険課 電 話 058-265-4141 関市高齢福祉課 電 話 0575-23-8993 もとす広域連合介護保険課 電 話 058-320-2220 岐阜県国民健康保険団体連合会 電 話 058-275-9826

## ○処理手順

- ① 検討会の開催=事実確認を行い、施設長、事務長、看護介護部長、苦情受付 対応者(必要に応じては、対象職員)と協議します。
- ② 苦情の返答=検討した結果を施設長名で速やかに返答します。
- ③ 改善の実施=改善を速やかに実施し、改善状況を確認します。 (損害を賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。)
- ④ 解決困難な場合=保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連合会への報告及び指導をいただきます。
- ⑤ 再発防止=同様の苦情、事故が起こらないように苦情対応報告書に記録し、職員に周知するとともに「苦情対応手順」に則り再発防止に努め、サービスの向上に努めます。

### 11. 損害賠償

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。ただし、その損害の発生について利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時は、事業者の損害賠償を減じる場合があります。なお、その損害の発生について、次の場合は損害賠償の責は負えません。

- ① 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する『身体拘束の原則禁止』により基本的介護サービスを行いますが、法律を遵守することにより転倒等の事故が起こった場合。
- ② 法定の勤務体制中であり当施設に故意過失がない場合。
- ③ 利用者に故意又は過失が認められる場合。

### 12. 書類提示

介護保険関係書類、健康保険関係書類等の提示をお願いします。

## 13.虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)
- 2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

### 14. その他

当施設についての詳細は、パンフレットをご覧下さい。また、ホームページでもご覧いただけます。

当施設についてのお問い合わせは、遠慮無くお申し出ください。

## <運営母体・関連施設>

- •法 人 名 医療法人社団 友愛会
- ・施設名・岩砂病院・岩砂マタニティ(内科・婦人科・小児科・リハビリテーション科・ 放射線科・産科)
  - ・岐阜市地域包括支援センター長良 ・岩砂訪問看護ステーション
  - ・岩砂介護保険支援センター長良 ・岩砂訪問介護センター長良
  - ・岐阜市地域包括支援センター岩野田
  - ・You&Iの森 いわのだ 小規模多機能型居宅介護 とまり木 住宅型有料老人ホーム にこの木
  - ・岩砂ローズガーデン(グループホーム)
  - ・You&Iの森 ながら 福光グリーンホーム(グループホーム) 小規模多機能型居宅介護 ひとい木
- •所 在 地 岐阜市八代1丁目7番地1
- •代表者名 理事長 岩 砂 智 丈
- ・電話番号 058-231-2631 / FAX番号 058-294-1480
- •U R L https://yuuaikai-gifu.or.jp

# 友愛会における介護サービスの提供に必要な 個人情報の利用目的

## ■ 施設・事業所内での利用

- 1. 利用者に提供する介護サービス
- 2. 介護保険事務
- 3. 入退所等の管理
- 4. 会計·経理
- 5. 介護事故・緊急時等の報告
- 6. 利用者への介護・医療サービスの向上

## ■ 他の介護事業所等への情報提供を伴う利用

- 1. 他の病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業所、居宅介護支援 事業所、行政等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
- 2. その他の業務委託
- 3. 家族等への心身の状況説明
- 4. 保険事務の委託
- 5. 審査支払機関へのレセプトの提出
- 6. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 7. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## ■ その他の利用

- 1. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2. 外部監査機関・評価機関等への情報提供
- 3. 施設内において行われる学生等の実習への協力
- 4. 学会・学術誌等への発表・報告 なお、特定の利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での 報告は、氏名・生年月日・住所等を消去し匿名化いたします。匿名化が困難 な場合については、本人の同意を得ます。

### <補足事項>

- 上記のうち、個人情報の利用について同意しがたい事項がある場合には、 その旨を担当者までお申し出ください。
- お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

## 外泊日数について

介護老人保健施設に入所中であって、ご自宅等への「外泊」を希望される場合につきましては、以下のとおりとなります。

なお、「外泊」には、利用者の親戚の家における宿泊、子供又はその家族と旅行に行場合の宿泊等も言います。

外泊期間中は、医療機関(歯科を除く)への受診は緊急時を除いて原則として受診できません。また、当該期間中は、居宅介護サービスは利用できませんのでご留意下さい。

### 【例:1】

外泊期間:9月5日~9月6日(2日間)

9月5日 施設→外泊先への移動日。外泊の開始。…所定利用料金を算定 9月6日 外泊先→施設への移動日。外泊の終了。…所定利用料金を算定

《1泊2日の外泊の場合については、初日・最終日となる為、外泊の日数にカウントされません》

## 【例:2】

外泊期間:3月1日~3月8日(8日間)

3月1日 施設→外泊先への移動日。外泊の開始。…所定利用料金を算定

3月2日~3月7日(6日間) …外泊中… 1日につき362円(724円)を算定

3月8日 外泊先→施設への移動日。外泊の終了。…所定利用料金を算定

《外泊の期間は、初日及び最終日は含まないので、連続して7泊の外泊を行う場合は、 6日と計算します。よって、最長7泊8日まで外泊可能です》

### 【例:3】

外泊期間:1月25日~2月7日(14日間)

1月25日 施設→外泊先への移動日。外泊の開始。…所定利用料金を算定 1月26日~1月31日(6日間) …外泊中… 1日につき362円(724円)を算定 2月1日~2月6日(6日間) …外泊中… 1日につき362円(724円)を算定 2月7日 外泊先→施設への移動日。外泊の終了。…所定利用料金を算定 《1ヶ月に泊6日までとなっておりますので当月末から翌月初と月をまたがる場合は、最大で13泊14日(12日分)の外泊が可能です》

※1ヶ月間に複数の期間、外泊を希望される場合は、事前にご相談下さい。 ※外泊期間中は、所定利用料金にかわり外泊時費用362円(724円)を算定します。

また、お部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。 ※食費は1日単位での算定となります。

(1泊2日の外泊の場合は両日とも全額の食費がかかります)

# 国が定める利用者負担限度額段階(第1~3段階) に該当する利用者等の負担額

- ◆ 利用者負担は、所得などの状況から第1~第4段階に分けられ、国が定める第1 ~第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- ◆ 利用者が「利用者負担」の、どの段階に該当するかは市町村が決定します。第1 ~第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理人の方)が、ご本人 の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必 要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定する ことはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料を お支払いいただくことになります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される 場合があります)
- ◆ 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

### 【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

### 【利用者負担第2段階】

本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で、 課税年金収入額と非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額合計所得年金額が 80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下

## 【利用者負担第3段階①】

本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で、 課税年金収入額と非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額合計所得年金額が 80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円) 以下

### 【利用者負担第3段階②】

本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市町村民税非課税で、 課税年金収入額と非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額合計所得年金額が 120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下

- ◆ 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- ◆ その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

## 負担額一覧表(1日当りの利用料)

単位:円

<b>11 □ ★ 4</b> +n	食	費	居住費(滯在費)		
利用者負担	個 室	多床室	個 室	多床室	
第1段階	300	300	490	0	
第2段階	390	390	490	370	
第3段階①	650	650	1,310	370	
第3段階②	1,360	1,360	1,310	370	
第4段階(標準費用)	2,050	2,050	1,740	470	

# 入所時説明書

説明者		
<u> </u>		

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》※ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。 □ 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあり ます。 □ 老人保健施設は、リハビリ施設であること、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落 による事故の可能性があります。 □ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。 □ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。 □ 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等の感染 性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。 □ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状 態にあります。 □ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の 危険性が高い状態にあります。 □ 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から 肺炎等に状態が重症化する危険性があります。 □ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。 □ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うこと があります。 □ 日本人が生涯、癌に罹る確率は男性60%、女性40%(国立がん研究センター推計)であ り、今後癌を発症する可能性もあります。 □ 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害(周辺症 状)が出現する場合があり、徘徊や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害を起こ す可能性があります。

### 《医学的管理・服薬管理に関して》

- □ 当施設ご利用(入所)中は、必要に応じて当施設の医師が検査・投薬・処置等を行います。 入所時に薬をご持参された場合、本人の状態に応じて処方内容を調整することがあります。 処方内容の調整には、効果は同じで名前や大きさ形などが違う薬を使ったり、減少する時 があります。また、やむを得ず増やすこともありますのでご了承下さい。
- □ 健康補助食品や市販薬を併用している方の場合、薬の効果が変化したり副作用の恐れがあるため、用法・用量の調整や服用の制限をさせて頂くことがありますのでご了承下さい。

## 介護老人保健施設山県グリーンポート入所利用同意書

介護老人保健施設山県グリーンポートを入所利用するにあたり、「介護老人保健施設山県グリーンポート入所利用契約書」、「別紙1 重要事項説明書」、「別紙2 利用料金一覧表」、「別紙3 個人情報の利用目的」、「別紙4 外泊日数について」、「別紙5 国が定める利用者負担限度額段階(第1~3段階)に該当する利用者等の負担額」、及び「別紙6 入所時リスク説明書」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和	I	年	月	日	<利 用	考>		
					17 / //	_		
					<u>住</u> 所	•		
					氏 名			即
					<u>(代筆者</u>	<del>;</del> )	 (続柄	<u> </u>
							(於工作)	)
					<連帯保	証人>		
					住 所	:		
					<u>氏</u> 名			印
					別紙3 個 <家	人情報の利用目 族>	的を確認し同意	じます。
					住 所	:		
					氏 名			印
					法人名 施設名	設> 山県市大門773 医療法人社団 介護老人保健協 理事長 岩 砂	友愛会 施設山県グリーン	
【本	契約	]第5条	の請求	書•明細書	喜及び領収	書の送付先】〈本	×人•連帯保証 <i>)</i>	<b>、</b> ・家族〉
	住	所	<b>T</b>					- 4 m 1

氏 名